

第三十八回国会 参議院 大蔵委員会 會議録 第二二号

(一一)

昭和三十六年二月二日(木曜日)午前十時四十分開会

委員の異動

一月三十一日委員平林剛君辞任につき、その補欠として米田勲君を議長において指名した。
二月一日委員米田勲君及び杉山昌作君辞任につき、その補欠として清澤俊英君及び大竹平八郎君を議長において指名した。

委員長の異動

二月一日杉山昌作委員長辞任につき、その補欠として大竹平八郎君を議長において委員長に選任した。

出席者は左の通り。

委員長 大竹平八郎君
理事 大矢 正君
天坊 裕彦君

委員

大谷 賛雄君
梶原 茂嘉君
塩見 俊二君
西川甚五郎君
堀 末治君
前田佳都男君
成瀬 幡治君
永末 英一君
原島 宏治君
須藤 五郎君

政府委員

大蔵大臣官房長 宮川新一郎君
大蔵省主計 上林 英男君
同法規課長

事務局側

常任委員 木村常次郎君
会専門員

本日の会議に付した案件

○租税及び金融等に関する調査
(今期国会提出予定法案に関する件)

○委員長(大竹平八郎君) これより委員会を開きます。

まず、委員の異動について御報告いたします。一月三十一日付をもって委員平林剛君が辞任され、その補欠として米田勲君が委員に選任されました。

二月一日付をもって米田勲君が辞任され、その補欠として清澤俊英君が委員に選任されました。

○委員長(大竹平八郎君) 次に、今期国会に提出を予定される法律案について、大蔵省当局から説明を聴取することにいたします。

速記とめて。

午前十四時四十一分速記中止

○委員長(大竹平八郎君) 速記を起こして。

午前十一時二十四分速記開始
それでは、本日はこれをもって散会いたします。

午前十一時二十五分散会

一月三十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、法人税法の一部を改正する法律案

一、通行税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第四号中「酒販組合中央会」の下に、「非出資組合である商工組合及び同連合会」を加える。

第六條の見出し中「重要物産」を「新規重要物産」に改め、同条第一項中「重要物産」を「新規重要物産」に改め、「所得に対する法人税」の下に「(第十七條の二の規定の適用がある場合には、同条第一項の規定により加算する金額に係る法人税を除く。)」を加え、同条第二項及び第三項中「重要物産」を「新規重要物産」に改める。

第九條第七項中「商工組合、商工組合連合会」を「出資組合である商工組合及び商工組合連合会」に、「及び商工組合中央金庫」を並びに「商工組合中央金庫」に改める。

第九條の六第一項中「証券投資信託の収益の分配を」と「証券投資信託(公社債投資信託を除く。以下本項において同じ。)」の収益の分配を」に改める。

第十七條第三項第一号中「重要物産」を「新規重要物産」に改める。

第十七條の二第一項を次のように改める。

同族会社(同族会社でない法人を同族会社の判定の基礎となる株主又は社員のうち選定しないで同族会社となる会社に限り。が各事業年度(清算中の事業年度を除く)の所得(第六條の規定により法人税を免除する所得及び第九條の六又は第九條の九の規定により益金に算入しない金額を含む。以下本条において所得等という)の全部又は一部を留保した場合において、当該留保金額が当該事業年度の所得等の金額に百分の十を乗じて計算した金額に相当する金額又は年五十万円のいずれか多い金額(当該金額が当該事業年度終了の日における当該同族会社の資本又は出資の金額の四分の一に相当する金額から同日における積立金額(当該事業年度の所得等に係る部分の金額を除く)を控除した金額に満たないときは、その控除後の金額)をこえるときは、当該事業年度の所得に対する法人税額は、前条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した法人税額に、そのこえる金額をそれぞれ左の各級に区分して通次に各割合を適用して計算した金額の合計額を加算した金額とする。

年三千万円以下の金額 百分の十
年三千万円をこえる金額 百分の十五

年一億円をこえる金額 百分の二十

年一億円をこえる金額 百分の二十

第十七條の二第二項中「所得(第六條の規定により法人税を免除する所得を除き、第九條の六の規定により益金に算入しない金額を含む。)」を「所得等」に、「当該所得に対して」を「当該事業年度の所得に対して」に、「当該所得に係る」を「当該所得等に係る」に改め、同条に次の一項を加える。

前条第二項の規定は、第一項の場合について、これを準用する。
この場合において、同条第二項中「年一百万円」とあるのは「年五十万円、年三千万円又は年一億円」と、「二百万円」とあるのは「一百万円」と、二百万円に」と読み替へるものとする。

附則

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2 改正後の法人税法(以下「新法」という)の規定は、非出資組合である商工組合及び商工組合連合会については、これらの法人の昭和三十六年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算中の事業年度に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下同じ)について適用し、これらの法人の同日前に開始した事業年度分の法人税及び同日前の

解散又は合併による清算所得に對する法人税については、なお従前の例による。

3 新法第六条及び第十七条の二の規定は、法人（同法第一条第二項に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の昭和三十六年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

通行税法の一部を改正する法律案

通行税法の一部を改正する法律案

通行税法（昭和十五年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「定ムルモノ」の下に「以下特別料金ト称ス」を加える。

第三条中「支払フ寝台料金」の下に「（一）一回ニ付千円以上ノモノニ限ル」を加え、「第一号ニ規定スル等級」を「二等」に、「第二号ニ規定スル等級」を「一等」に改め、「停車場船場間ノ寝台料金」の下に「（一）一回ニ付千円以上ノモノニ限ル」を加え、同条第一号中「三等（等級ヲ一等及二等ニ分チタルモノニ在リテハ二等）」を「二等」に改め、同条第二号中「二等（等級ヲ一等及二等ニ分チタルモノニ在リテハ一等）」を「一等」に改め、同条に次の一項を加える。

汽車等ノ寝台ノ設備又ハ特別料金ノ対象タル設備中ニ以上ノモノノガ特定ノ乗客ニ依リ一体トシテ利用セラルル場合ニ於テ此等ノ設備ニ

付二以上ノ料金ヲ支払フトキハ此等ノ料金ヲ一ノ寝台料金ト看做シテ前項但書ノ規定ヲ適用ス

第四条を次のように改める。

第四条 汽車等（日本国有鉄道ノ汽車、電車及汽船ヲ除ク以下本条中同ジ）ニシテ普通旅客運賃トシテ命令ヲ以テ定ムルモノニ付上下ノ区分ヲ設ケザルモノニ在リテハ二等ノ等級ヲ定メタルモノト看做シテ前条ノ規定ヲ適用ス

汽車等ニシテ前項ノ普通旅客運賃ニ付上下ノ区分ヲ設ケタルモノニ在リテハ夫々ノ運賃ニ応ズル各等級ハ此等ニ附セラレタル名称ノ何タルカヲ問ハズ左ノ各号ノ区分ニ応ジ当該各号ニ掲グル等級ト看做シテ前条ノ規定ヲ適用ス

一 最低ノ運賃其ノ他其ノ百分ノ百五十未満ノ運賃ニ応ズル等級 二等

二 最低ノ運賃ノ百分ノ百五十以上百分ノ三百未満ノ運賃ニ応ズル等級 一等

三 最低ノ運賃ノ百分ノ三百以上ノ運賃ニ応ズル等級 一等及二等以外ノ等級

附 則

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2 改正後の通行税法の規定は、昭和三十六年四月一日以後に領収する旅客運賃等（同法第二条に規定する旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金又は寝台料金という。以下同じ。）に係る通行税について適用し、同日前に領収した旅客運賃等に係る通行税については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる通行税に係るこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

二月一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第三号及び第四号の場合にあつては、普通財産である土地については、この限りでない。

第五条第一項第三号中「敷地を除く。」を削り、同項に次の一号を加える。

四 地方公共団体において水道施設として公共の用に供すると

第六条中「国有財産法第二十九条及び」を「国有財産法第二十八條第四号ただし書の規定は、前条第一項第四号の場合に、同法第二十九条及び」に改め、「前条第一項第三号」の下に「若しくは第四号」を加え、「準用」を「それぞれ準用」に、「国有財産法第二十九条中」を「同法第二十九条中」に改める。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

二月一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案

一、補助金等の臨時特例等に関する法律案

一、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案

一、日本輸出銀行法の一部を改正する法律案

一、有価証券取引税法の一部を改正する法律案

国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案

国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案

昭和三十六年度以後当分の間、国債の償還財源に充てるため一般會計から国債整理基金特別會計に繰り入れるべき金額は、国債整理基金特別會計法（明治三十九年法律第六号）第二条第二項の規定にかかわらず、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第六條第一項その他の法律の規定により国債の償還財源に充てる金額と合して毎年度の予算に定めるところによるものとする。

2 前項の金額の決定については、国債整理基金の状況、一般會計の負担に關する国債の償還見込みその他の事情を勘案し、将来における同基金による国債の償還に支障

を生じないようにしなければならない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 昭和二十八年度から昭和三十五年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に關する法律（昭和二十八年法律第百号）は、廃止する。

3 国債整理基金特別会計法の一部を次のように改正する。

附則に次の二条を加える。

第十四条 日本国有鉄道法（昭和二十四年法律第百五号）第九條第二項又ハ日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十一号）第八條第二項ノ規定ニ依リ日本国有鉄道又ハ日本電信電話公社ガ政府ニ對シ

負フ債務ノ償還金及利子（以下「法定債務ノ償還金等」ト謂フ）ハ国債整理基金特別會計ノ歳入トス

第十五条 政府ガ日本国有鉄道及日本電信電話公社ヨリ法定債務ノ償還金等ノ支払ヲ受ケタルトキハ其ノ支払金額ニ相当スル金額ガ第二條第一項ノ規定ニ依リ一般會計ヨリ国債整理基金特別會計ニ繰リ入レラレタルモノト看做ス

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案
補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律(昭和二十九年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第九項を次のように改める。
9 この法律の規定は、これに係る国の補助金又は負担金について法律で別段の措置が講ぜられるまでの間、その効力を有する。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 地方財政法(昭和二十三年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第三十六条中「昭和二十九年年度から昭和三十五年度までの間に限り」を「当分の間に」改める。

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案
産業投資特別会計法の一部を改正する法律

産業投資特別会計法(昭和二十八年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

附則中第十五項以下を一項ずつ繰り下げ、第十四項の次に次の一項を加える。

15 政府は、昭和三十五年度において、一般会計から、三百五十億円を限り、この会計の資金に繰り入れることができる。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律

日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

第四条中「五百八十三億円」を「七百三十億円」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

有価証券取引税法の一部を改正する法律案
有価証券取引税法の一部を改正する法律

有価証券取引税法(昭和二十八年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第十条第一種甲中「第二条第一項第四号から第六号までに掲げる有価証券」の下に「(所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第七条第四項に規定する公社債投資信託の受益証券を除く。以下第二種甲において同じ。)」を加える。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

昭和三十六年二月二日印刷

昭和三十六年二月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局